

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業にかかるQ&A③

(平成 28 年 6 月 10 日 第2回介護予防・日常生活支援総合事業説明会)

平成 28 年 12 月 2 日

【訪問型・通所型サービス】

Q1 訪問型サービスについて、利用者が諸事情により、Bの利用を拒否し、A1又はA2の利用を選択する事に問題はないか。*諸事情とは、同じ地域の住民に支援される事に抵抗がある場合等

A. 「サービス利用」を目的とするのではなく、「自立支援」を目的として考える場合、そのサービスを気兼ねなく利用できることも重要な観点であるため、精神的な部分で抵抗がある場合であって、自立に向けたプロセスが阻害されると見込まれる場合は設問の解釈で問題ないと考える。

Q2 現在の介護予防通所介護1・2の日割りの扱いはどうなるか。

A. 回数制を取り入れるため、日割りの取扱はなしとする。

Q3 通所型サービスの複数実施加算は無くなるのか。

A. 通所介護相当サービスについてのみ、加算算定可となる。

Q4 現在は、複数実施加算Ⅰ(運動・口腔)を提供しているが、平成29年4月からは毎回機能向上サービスを提供し、下記のように提供した加算を算定するということが良いか。

第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
運動	運動・口腔	運動	運動	運動

現在・・・複数サービス実施加算 480 単位又は運動器機能向上加算 225 単位、口腔機能向上加算 150 単位を算定

平成 29 年 4 月から・・・運動器機能向上加算 45 単位×5 回
口腔機能向上加算 30 単位×1 回

A. 設定内容を変更。加算については回数での算定は行わず、月額での算定とするため、現行の予防通所介護と同様の算定とする。

Q5 平成 29 年 4 月から、要支援2の者への運動器・口腔機能向上訓練は、両加算の上限が月 5 回までとなっていることから、訓練自体も月 5 回までで良いという解釈か。

A. 設定内容を変更。加算については回数での算定は行わず、月額での算定とするため、現行の予防通所介護と同様の算定とする。

【利用料】

Q6 伊勢市民である利用者が、他市町の総合事業を利用する場合、利用料は伊勢市の単価を適用するのか。

A. 設問の場合、①住所地特例対象者、②市内に在住で、隣接する他市町にある事業所を利用する者、③他市町の家族宅等に一時的に身を寄せており、その所在地にある事業所を利用する者が考えられる。

①の場合は、他市町の単価が適用され、②及び③の場合は、伊勢市の単価が適用される。

伊勢市民に対する指定・ケアマネジメント・給付について、下記のとおり整理したので参考にされたい。

	指定	ケアマネジメント	給付
住所地特例対象者	他市町	他市町の地域包括支援センター	他市町の単価
市内に在住で、隣接する他市町にある事業所を利用する者	伊勢市	伊勢市の地域包括支援センター	伊勢市の単価
他市町の家族宅等に一時的に身を寄せており、その所在地にある事業所を利用する者	伊勢市	伊勢市の地域包括支援センター	伊勢市の単価

《住所地特例対象者について》

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うため、他市町村の被保険者であっても、伊勢市に施設がある住所地特例対象者については、伊勢市の総合事業のサービスを提供する。

また、平成 27 年4月から、総合事業の基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントとともに、予防給付による介護予防支援について、施設所在市町村の地域包括支援センターが行うこととなった。介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、被保険者証の住所欄を必ず確認すること（他市町村の被保険者証であっても、住所欄が伊勢市内であれば実施の対象と

なる。逆に、伊勢市の被保険者証であっても住所欄が他市町村であれば、対象外となる)。

なお、要介護・要支援認定については、これまでどおり保険者市町村が行う。

【生活支援会議】

Q7 生活支援会議について、新規の者全員が対象となるのか。

A. 生活支援会議（A型）については、下記の者が対象となる。

1. 新規に要支援1・2又は総合事業対象者となった者で、介護予防給付及び総合事業（介護予防ケアマネジメントAに該当するサービス）を利用するケース
2. 新規に要支援1・2又は総合事業対象者となった者で、総合事業（介護予防ケアマネジメントAに該当するサービス）のみを利用するケース